

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長　臼澤 勉

1 日時

令和7年4月28日（月曜日）
午後1時38分開会、午後2時13分散会

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

臼澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、
神崎浩之委員、高橋穏至委員、中平均委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

高橋担当書記、吉澤担当書記、佐々木併任書記、佐藤併任書記、金併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 商工労働観光部

箱石商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、
畠山観光・プロモーション室長、齋藤商工企画室企画課長、
菅原経営支援課総括課長、小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、
加藤観光・プロモーション室プロモーション課長

(2) 県土整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、
加藤副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路担当技監、
小野寺まちづくり担当技監、佐々木技術参事兼河川課総括課長、
石川県土整備企画室企画課長、澤田道路環境課総括課長、
菊地河川課流域治水課長、君成田砂防災害課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議　案)

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）

第1条第2項第1表中

歳出 第7款 商工費

(2) 県土整備部関係審査

(議 案)

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

9 議事の内容

○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

工藤併任書記は、所用のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場副部長兼商工企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の7ページをごらんください。当部関係の歳出補正予算は、7款商工費について2億8,173万7,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の19ページをごらん願います。7款商工費、1項商工業費、2目中小企業振興費の説明欄でございますが、中小企業災害復旧資金貸付金は、令和7年大船渡市林野火災により被災した中小企業者に対し、早期の事業再開等のために必要な資金を融資するため、金融機関に貸付原資の一部を預託しようとするものであります。

次の中小企業災害復旧資金保証料補給補助は、中小企業災害復旧資金を借り入れた者に對して、融資に係る保証料の全部を補給して負担を軽減するため、岩手県信用保証協会に補助しようとするものであります。

三つ目の中小企業被災資産復旧緊急対策費補助は、令和7年大船渡市林野火災により被災した中小企業者に対して、施設及び設備の復旧経費を補助しようとするものであります。

20ページにまいりまして、大船渡観光需要喚起対策費補助は、令和7年大船渡市林野火災の被害発生に伴い、大船渡市が実施する観光需要を喚起するための取り組みに要する経費に対し補助しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 今回の補正予算は事業再開に向けたさまざまな中小企業支援というこ

とだと思いますが、14 年前の東日本大震災津波に比べ、今回は大船渡市全体ではなく、被害を受けた三陸町綾里地区などに限られるのですが、実際の事業者の被害状況と、どのように支援対象者を選定しているのか伺います。

○齋藤商企画室企画課長 今回の大船渡市林野火災に伴う被害状況についてでございます。まず、ハード整備に関する施設及び設備が被災した事業所は、全壊、一部損壊を含めて 11 事業者です。また、宿泊や宴会の予約キャンセルがあった事業者が 20 事業者、停電等により材料の廃棄が必要となった事業者が 10 事業者、そのほかに、売り上げ減少などの被害を被った事業者なども生じているところです。

○神崎浩之委員 その事業者とは、どの程度の規模なのですか。普通の中小商店とか、製造業に近い事業者とか、大小を含めた大体の状況についてわかれば教えてください。施設及び設備の復旧ということで、機械等もあると思いますので、どれくらいの事業者がそれぞれどういう被害を受けているのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

あわせて、先ほどの本会議では、農林水産事業者を対象から除くという答弁がありましたが、今回の対象者は、例えば商工業だけなのか、それとも農林業や水産関係の事業者が対象外なのか、詳しく説明をお願いします。

○菅原経営支援課総括課長 まず、被災企業の想定の規模ですが、例えば製造業であれば、従業員規模が 20 人以下の小規模事業者を想定しております。業種の内訳は、水産加工業が 5 事業者、建設業が 3 事業者、残りはサービス業や製造業となっております。

また、被災企業の補助、貸し付け、いずれも農林水産事業者を除くこととしておりますが、これは、中小企業信用保険法に定める中小企業者の定義から除かれていることから、農林水産事業者を除く中小企業者を対象とするものです。

○箱石商工労働観光部長 被害状況を少し補足しますと、水産加工業では店舗あるいは倉庫の全焼、それから設備関係では加工設備、給水管、冷凍庫の一部損失、サービス業では備品関係が焼けてなくなったという被害状況です。

○神崎浩之委員 今回、老人ホームでも売り上げが結構減って、かかり増し経費がふえているということで、施設自体の被害はないが、資金繰りが非常に厳しいという声もあって支援が必要です。いつも商工関係の融資制度等では、社会福祉法人は対象外と言われますけれども、今回もそうなのですか。そうであればその理由と、また、今説明のあった農林水産事業者を外すのはどういう理由なのか。仮に、それはおののでということであれば、農林水産省から何か手当てがあるのか、もしそこもわかれればお願ひします。

○菅原経営支援課総括課長 まず、中小企業信用保険法で社会福祉法人が除かれている理由です。前提として、県の制度融資や貸し付けは、県の信用保証協会の保証とセットで行っていることから、この保証に関する法律である中小企業信用保険法の定義を用いているところですが、業種の対象については、やはり国会審議でも議論されており、その際の国の説明においては、中小企業基本法における政策範囲は、新たな産業の創出、市場における競争の促進ということをうたっており、原則として営利を目的とする事業者を支援対

象とするため、社会福祉法人等は中小企業政策の対象から除かれていると承知しております。

また、神崎浩之委員からお話がありましたとおり、それぞれの資金需要があります。他部局の所管のため詳しくはわからない部分もありますが、例えば社会福祉法人におきましては、独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付事業などが利用可能と承知しております。

○神崎浩之委員 私も調べましたが、例えば老人ホームでは1日 100万円、10日で1,000万円の赤字ですから、資金繰りが結構大変ですので、ほかの制度で救われるのならいいと思っております。

それから、観光について伺います。先ほどの説明で観光客が戻らないという話がありましたが、なぜ戻らないのか。例えば能登半島地震のときであれば、どうせ行っても宿泊施設はないだろうとか、10年前であれば東北地域は原子力発電所の事故の関係で放射能が怖いからとか、そういうものがありました。今回大船渡市に観光客が戻らないことにはどういう理由があると分析しているのか伺います。あわせて、需要喚起策とはG o T o

トラベルのようなものなのでしょうか。ほかにも、例えば首都圏に行って、お客様に大船渡市に来ても大丈夫だと伝えるようなことにも取り組むのでしょうか。能登半島地震のときにも、石川県に行って応援しようという取り組みがありましたが、実際はお客様が来ても泊まるところがない、食べるところがないということで、何のためのG o T o。石川県だったのかと言われました。今回、旅行代金を割り引くのはいいのですが、実際、本当に被災している施設がお客様を受け入れられるのですか。まだ復旧していないうちに早く実施して、被災していない施設ばかりがもうかり、本当に支援しなければならないところに支援が届かないことが心配ですが、大船渡市の場合はどうなのかお伺いします。

○加藤プロモーション課長 まず、一つ目のお尋ねでございます。どういう理由で観光客が戻らないかについては、我々も観光事業者等にお話を伺っているところですが、報道等で山林火災の被害をごらんになり、今の時期に大船渡市に行くのはかえって迷惑ではないかというお問い合わせもあるようです。したがいまして、大船渡市はちゃんと元気ですよ、ぜひ観光に来てくださいという需要喚起を考えております。

喚起策としては宿泊割引券とか、そういうものをイメージしております。観光事業者や宿泊事業者の被害としまして、やはり予約キャンセルの損害が大きく、4月以降の予約もあまり芳しくないとのことですので、我々としては、先ほども申し上げましたように大船渡市は頑張っていますよ、ぜひ観光に来てくださいということで、今月18日から20日にかけて、大船渡市や一般社団法人大船渡市観光物産協会などと一緒に首都圏と盛岡市でキャラバン活動を実施しました。18日には盛岡市及び首都圏のマスコミを訪問、19日にはいわて銀河プラザでPR、また、同じく19日と20日には盛岡駅でJR東日本が主催する大船渡マルシェに連動した観光PRを行っております。やはりゴールデンウイークを前に

観光を P R したいということで実施したところです。

○神崎浩之委員 発災が 2 月下旬ということで、年度末や何かでいろいろ大変な時期にいつも災害が起こると思っています。観光となれば、やはりゴールデンウイークですよね。それを外すとあとはお盆しかありませんので、そういう意味でも、予約がなかなか埋まらないというのは本当に残念だと思っています。いろいろな事業を組み立てて、実施する時期も含め、支援すべき人に支援が届くような対応をぜひお願いしたいと思います。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 1 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 8 款土木費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 議案第 1 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）中、県土整備部関係の予算について説明いたします。

議案（その 1）7 ページをごらん願います。当部関係の補正予算は、令和 7 年大船渡市林野火災に対応するなどの経費について補正しようとするものであり、表中の 8 款土木費について 22 億 1,280 万円を増額しようとするものであります。

その内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明いたします。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容の説明となりますことを御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の 21 ページをごらん願います。8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう維持費の説明欄、道路維持修繕費は、被害木の撤去やのり面の道路損傷箇所の補修など、応急的な道路の維持管理に要する経費について補正しようとするものであります。

22 ページにまいりまして、3 項河川海岸費、3 目砂防費のうち、説明欄 2 行目の砂防

調査費は、土石流による被害リスクの緊急調査等を行う経費について、その下、災害関連緊急砂防事業費は、調査結果等で明らかになった被害リスクの防止、軽減を図るための緊急的な対策として、砂防堰堤等の設置に要する経費についてそれぞれ補正しようとするものであります。

6目河川総合開発費の説明欄、ダム管理費は、ダム周辺の焼損した植栽の撤去や設置など、応急的なダムの維持管理に要する経費について補正しようとするものであります。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願ひいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 砂防事業と治山事業について、農林水産部と県土整備部のすみ分けをこの際お聞きします。岩手県の災害は、必ず山、山の下の道路、それから河川が関係してくるので、どこで対応すれば早いのかと思っております。岩手・宮城内陸地震もそうでしたし、国道107号土砂崩落の錦秋湖の現場もそうでしたが、どうすみ分けて対応しているのかというのと、今回は道路管理者分の被害、山の被害、また、これから土石流等の心配がありますが、どこでどう対応していくのかお聞きしたいと思います。

○君成田砂防災害課総括課長 治山事業と砂防事業の違いとすみ分けについてでございます。基本的に治山ダムと砂防堰堤に違いはなく、どちらも土砂災害から下流の保全施設を守るために設置するものです。例えば治山ダムは、山林を安定させることにより、土砂の生産や流出を防止する施設、砂防堰堤は、流出した土砂をせき止めることにより、下流への土砂の流出を防止する施設で、どちらも目的は同じです。

今回の損傷範囲内には土石流のおそれがある土砂災害警戒区域の流域が約70カ所と多く見込まれることから、農林水産部と連携を図りながら、しっかり土砂災害へ取り組んでいきたいと考えております。

○澤田道路環境課総括課長 道路管理区域外の樹木の対応についてでございます。道路管理区域内につきましては道路管理者である県が伐採等を行うこととしておりますが、区域外の民有地の樹木につきましては、道路の安全な通行に支障がある場合には、樹木の所有者に伐採等をお願いすることとなります。ただ、安全な通行に著しい支障がある場合や、危険な場合、緊急的な場合には、道路管理者が伐採等を行うこととしております。

○神崎浩之委員 実際のすみ分けはないということで、うまくやってほしいのですが、今回の発災場所は半島の、山がぐるっと切り立っているところで、今後心配されるのは土石流と樹木の被害です。どちらかというと山の部分のほうが多いのではないかと思うのですが、私もこれまでいろいろな災害を経験してきて、どちらの予算だとつきやすいとか、どちらがやるのが早いとか、いろいろあるものだと感じています。いずれその辺はうまくすみ分けてやっていただきたいと思います。

あとは、予算の関係なども含めて、調査にも時間がかかるだろうし、木を搬出して、土砂をせき止めて、それから植栽にうつるとなると、ある程度落ち着くには結構な期間がかかる気がするのですが、いかがでしょうか。また、治山事業や砂防事業の関係で山に入っ

て木を切ったりしますが、そういう発注はやはり農林水産部と別々なのですか。一体的にやるのか、あるいはおのので発注するのか、どのように進めるのか伺います。

○君成田砂防災害課総括課長 二つのお尋ねがありました。我々の土砂災害防止対策において行う治山事業と砂防事業には、まず森林再生がありますが、それまでの間は土砂が出やすくなるという知見もあります。木を切ったり植えたりする森林再生は大船渡市、あるいは農林水産部が行う事業となります。我々も森林再生にはかなりの時間を要すると捉えており、その土砂が流れやすくなっている間を治山事業と砂防事業で下支えしていくということで、県関係部局のほか、大船渡市ともしっかりと連携して、その辺りを対策していきたいと思っております。

○神崎浩之委員 あの辺りはみんな急傾斜ですから、今回の林野火災によって、それこそ岩泉町のときのような台風が来たら、土砂が、道路どころか、民家どころか、海までだあつと流れしていくようなところですよね。これから梅雨もあるし、台風もあるし、すごく心配しているので、その辺りをどうぞよろしくお願ひします。以上です。

○中平均委員 私からも砂防事業について伺います。今回 16 億 5,000 万円の補正ということで、調査費が 2,000 万円計上されています。これは、詳細を調査した上で砂防堰堤をつくっていくということだと思いますけれども、想定になるかとは思いますが、今段階で、砂防堰堤は何基くらいとなる予定でしょうか。

あと、修繕費の中の補修とは、応急的に土のうを積むとか、そういうことだと思います。先ほど神崎浩之委員からもお話がありましたが、梅雨の季節がくる前には土のう等も積み終わるとは思いますが、今後のスケジュールを教えてください。

○君成田砂防災害課総括課長 災害関連緊急砂防事業費は、緊急的に必要な箇所に砂防堰堤を設置する事業で、修繕費は、中平均委員からお話があったとおり、土のう等を設置する事業です。損傷範囲内の土砂災害警戒区域が約 70 力所と多いことから、修繕費により緊急的に沢の出口等へ土のう等を設置して、土砂の流出を軽減するということを、まずは梅雨前までのスケジュール感で何とかやっていきたいと考えております。

その後、災害関連緊急砂防事業については、今回の補正予算案に計上している調査費により、現地で詳細な調査を実施し、あとは用地に共有地がないか、あるいは昔に設定された権利がないか、相続人がいないか、そういうものを調査しながら国等と協議し、用地を買収できたところから順次作業することになります。まだ調査前で、具体的に何カ所ということは今お示しできませんが、速やかにやっていきたいと考えております。

○中平均委員 治山関係は、恐らく保安林だったところが対象になると思うのですが、今お話がありましたとおり、まずは土のう等を積んで、それから本体に入っていくということだと思います。今回の補正予算により、調査をして、そしてその結果が出てから各砂防堰堤を発注していくわけですね。でも、これは国からも災害関係の予算が来ているわけですから、何年以内に終わらせるとか、災害査定等の期間が決まっていると思うのです。ただどうしても、いつの災害も、発災した年は災害査定を受けて調査するだけで 1 年

が終わってしまうところがあるので、もちろん今から調査ですから、まだ言えない部分もあるとは思いますが、そこら辺のスケジュール感を教えてもらえばと思います。

○君成田砂防災害課総括課長 災害関係事業のスケジュールでございます。この事業は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業ではなく、国土交通省砂防部が所管する砂防事業となっており、事業期間は1年間というルールがあります。速やかに用地を取得し、まずは国としっかりと協議し、さまざま助言をいただきながら、速やかに対応していきたいと考えております。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。